

❖『初めての社会保障論』を読むにあたって

社会保障制度は、「人生50年時代から80年時代」を迎えて、そのあり方への見直しをせまられている。最近では、社会保障制度の改正が毎年のように実施されるため、改正された制度を理解するだけでも容易ではない。とりわけ、わが国は、少子高齢社会に突入したことによる経済情勢や生活環境などの変化によって、社会保障が形成されてきた歴史的背景に基づく定義、理念、あり方などをどのように展開していくべきかが問われている。まさに、社会保障制度の転換期である。

同じように、社会保障制度の歴史的形成への背景が異なっている諸外国でも、どのように社会保障の制度改革をすすめるのかが課題となっている。その際、社会保障の担い手を国や地方公共団体といった公的部門が主に担っていくのか、民間企業、NPO（非営利団体）、ボランティア、地域のネットワーク、家族などの私的部門を拡大させて担っていくのか、各国の目指す社会保障のあり方も揺れ動いている。大きな政府か、小さな政府かといった単純な議論で解決はできない。財源の問題に対しても、発想の転換、社会保障と税金などとの関係など、社会保障を発展させる「途」はあるはずだ。

ところで、本書を読むにあたって、私たちが留意した点を述べておきたい。各章では、第1に、定義および理念、その歴史的な背景や経緯について、第2に、制度のしくみや現状について、第3に、今後の課題について論じている。その他、全体をとおして読みやすく、かつ理解しやすく書くことにつとめた。すなわち、法律や国家試験などでは「被用者」と表示されているが、本文中では被用者とした後に、「雇われている人」または「勤め人」と分かりやすい表現をしている。また、本書は、社会福祉士や精神保健福祉士の国家試験・専門用語についてもゴチック体で表記することで対応しつつ、2007年の通常国会終了時点で法改正や見直しなどが予定されている事柄についても触れている。

なお、法制度上の名称としては、老人・高齢者、障害者、児童と表記されているが、それ以外の場合は、高齢者、子どもを使用している。とくに、「障害

者」の表記に関しては、執筆者間で議論を重ねた。まず、障害をもつ人か、障害のある人かについて議論した際、障害者の方に意見を伺うということを重視した。その結果、現時点では障害のある人とする事となった。ついで、障害者という語意が、差障り・害のある者と受け止められることから、「障がい者」とするか、「しょうがい者」とするかなど、様々な意見をいただいた。しかしながら、現時点で最良の表記名を得ることができなかつたため、不本意ながら、今回は障害者を使用している。将来への課題として、記しておきたい。

こうした問題意識も含めて、本書により、まず、社会保障が私たちの生活上のアクシデントやリスクに対して、どのように対応しているのかを理解して欲しい。そして、社会保障がなぜ必要なのかを考え、さらに現場において実践したり活躍したりするためには、どのように活かしていったらよいかを考察し、深めていただけたら幸いである。

本書の刊行に際しては、法律文化社・編集部の小西英央氏および野田三納子氏に大変お世話になった。心より、感謝の意を表したい。

2007年10月

古橋 エツ子

❀『新・初めての社会保障論』の刊行に際して

本書の初版から6年が過ぎ、この間、東日本大震災、津波、原発事故など、未曾有の事態を経験した。社会保障制度も、これらにどのように対応するのかが問われている。弔慰金・見舞金・生活再建支援金は、各自治体が「世帯主」（ほとんどが男性）を対象としたことや、遺族基礎年金では「子のいる妻」が対象など、課題となっていた。こうした差別に法改正が進められたが、課題は残っている。この点を留意して読んでいただけたら幸いである。

2013年12月

古橋 エツ子